

変更届出時に必要な書類一覧（地域密着型サービス事業・居宅介護支援事業/介護予防支援事業）

変更内容			申請様式	付表	添付書類										その他	
			提出すべき書類	変更届出書	(付表) 指定に係る記載事項	『登記事項証明書(※1)』又は『条例等』	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(変更月分)	資格要件がある者の資格証等の写し(該当者分)	管理者の経歴	平面図	事業所の外観及び内部の様子がわかる写真	設備等一覧表	運営規程	誓約書	当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧	左記以外に提出を求める書類
			様式番号	様式第二号（四）	付表第二号(一)～(十)	-	標準様式1	-	標準様式2	標準様式3	-	標準様式4	運営規程(例)参照	標準様式6	標準様式7	-
事業所（施設）の名称			○	○							△					
事業所（施設）の所在地　　<要事前協議>			○	○				○	○	□ 居宅介護支援除く 介護予防支援除く	△					
申請者の名称（法人名）			○		○							○				
主たる事務所の所在地			○		○											
代表者（開設者）の氏名、生年月日及び住所			○ ※2		○ ※3		□ 開設者の場合					○ 住所変更の場合 不要				
登記事項証明書（原本）又は条例等（当該事業にかかるものに限る。） ※複数の事業所を有する場合、原本は一部とし、他コピー可			○		○											
共生型サービスの該当有無			○													
事業所（施設）の建物構造、専用区画等　　<要事前協議>			○	○				○	○	□ 居宅介護支援除く 介護予防支援除く						
事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日及び住所 【定期巡回・随時対応型訪問介護看護/夜間対応型訪問介護/地域密着型通所介護/地域密着型特定施設入居者生活介護/地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】のみ			○	○		□ 管理者のみで可										
事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日及び住所 【認知症対応型通所介護/小規模多機能型居宅介護/認知症対応型共同生活介護/複合型サービス/居宅介護支援/介護予防支援】のみ			○	○		□ 管理者のみで可	△	□ 居宅介護支援除く 介護予防支援除く								
運営規程	従業者（職員）の職種、員数及び職務の内容		○	○		○	△				○ 変更点分かる形で					
	営業日及び営業時間		○	○							○ 変更点分かる形で					
	利用定員／入居定員及び居室数／入所定員		○	○		○	△				○ 変更点分かる形で					
	上記以外		○	○							○ 変更点分かる形で					
協力医療機関（病院）・協力歯科医療機関			○	○										○ 別紙3		
事業所の種別等 【看護小規模多機能型居宅介護のみ】			○													
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携・支援体制 【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のみ】			○											□ 変更点分かるもの		
本体施設の概要・本体施設との移動経路等 【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のみ】			○	○										□ 変更点分かるもの		
併設施設の状況等			○	○										□ 変更点分かるもの		
連携する訪問看護を行う事業所の名称及び所在地			○													
介護支援専門員の氏名及びその登録番号			○	○		○	○				△ 変更点分かる形で		○			
その他	計画作成担当者		○	○		○	○				△ 変更点分かる形で					
	電話番号・メールアドレス		○	○							△ 変更点分かる形で					

- 【凡　例】
『 ○ 』…　必ず提出が必要な書類です。
『 △ 』…　場合に応じて提出が必要な書類です。
『 □ 』…　コメント記載の書類の提出が必要です。
『※1』…　登記事項証明書について、紙媒体に代わり登記簿が保有する登録情報をインターネット上で確認できる『登記情報提供サービス』による照会番号の提出も可能です。【参考URL】<https://www1.touki.or.jp/use/00-04.html>
『※2』…　届出書に変更後の代表者の『氏名』『生年月日』『住所』『職名』を記載してください。
『※3』…　小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護にあっては、法人の代表者と異なる者を代表者としている場合、代表権の委任が分かる書類。
- 【注意事項】
注1）変更前・変更後の欄に変更内容を記載しきれない場合は、変更がわかるような別紙を添付してください。
注2）変更のあった日から10日以内に必要書類を提出してください。